役員及び評議員の報酬等に関する規程

（目　的）

第１条　この規程は、社会福祉法人諸富福祉会の法人業務に伴う理事、監事（以下、「役員」という）、および評議員の報酬について必要な事項を定める。

（報酬等の支給）

第２条　役員及び評議員の報酬等は、社会福祉法人諸富福祉会定款第８条及び第２１条に定めるとおり無報酬とする。

（公　表）

第３条　この法人は、この規程をもって、社会福祉法第５９条の２第１項第２号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

（改　廃）

第４条　この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

附　則

この規程は平成２９年６月２０日から施行し、平成２９年４月１日から適用する。